

地震対策資機材等整備促進事業について

感震ブレーカーや家具転倒防止器具等の地震対策資機材の購入費及び取付費の一部を補助することにより、地震災害発生時の家具の転倒や火災等による二次災害を防止するとともに、市民の生命・財産の安全を確保します。

1. 概要

- ・事業実施年度：令和5年度限り
- ・申請受付期間：令和5年5月1日（月）～令和6年3月31日（日）
※窓口での申請は令和6年3月29日（金）まで
- ・補助金予算額：1,800千円

2. 補助対象経費

地震対策資機材等の購入費及び取付費（取付費は事業者が実施したものに限る。）

※各種ポイントを利用して購入したものについては、ポイント利用経費部分を対象外とする。

- ・柱、壁、天井等に取り付けるL字型金具やベルト、チェーン式器具
- ・天井等に取り付けるポール式器具
- ・床と家具の間に挟み込むストッパー、マット式器具
- ・ガラスの飛散を防止するフィルム
- ・扉の開閉を防ぐ家具連結器具
- ・感震ブレーカー 等

3. 補助対象者

市内全世帯の世帯主（以下①、②の項目を満たす必要があります。）

- ①市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること（申請は1世帯1回限り）
- ②市税の滞納がないこと

4. 補助金額

補助対象経費の1／2（100円未満の端数切り捨て）

5. 補助上限金額

- ①避難行動に時間を要する世帯 ※1：10,000円
- ②その他の世帯： 3,000円
- ※1…「避難行動に時間を要する世帯」
 - ・65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・心身障がい者のいる世帯
 - ・遺児を養育している世帯（ひとり親家庭 等）